

高知県スポーツ顕彰事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この事務取扱要領は、高知県スポーツ顕彰規程第8条に基づき、高知県スポーツ顕彰について必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 「県出身者」とは、少なくとも幼少期から小学校卒業までの時期を本県において居住した者とする。

2 「本県と関係の深い者」とは、本県の中学校や高等学校を卒業した者、若しくは本県に活動の拠点を置く者とする。

(選考基準)

第3条 選考基準に関する大会は、以下のとおりとする。

区分	大会名	順位
高知県スポーツ特別栄誉賞	オリンピック競技大会	一位～三位
	パラリンピック競技大会	
	デフリンピック競技大会	
	世界選手権大会 等 ^{*1}	
高知県スポーツ栄誉賞	アジア大会 等 ^{*2}	一位～三位
	ユニバーシアード大会	
	ユースオリンピック大会	
	世界ジュニア選手権大会 等 ^{*3}	
高知県スポーツ優秀賞	全日本選手権大会 等 ^{*4}	一位
	国民体育大会	
	全国高等学校総合体育大会	
	全国高等学校選手権大会	
	全国中学校体育大会	
	全国中学校選手権大会	

*1：国際的な競技団体が開催する世界規模の国際大会

*2：東アジア大会、パンパシフィック大会、年代別のアジア大会

*3：マスターズ大会などの年代別の世界規模の大会

*4：全国都道府県駅伝、東京マラソン、都市対抗野球大会など

※ 国際大会及び全日本選手権大会における対象競技は、原則としてオリンピック競技及び国体競技に限る。(オリンピック、パラリンピック、デフリンピックを除く)

(授 与)

第4条 表彰は、表彰状及び副賞を授与する。

2 複数回の受賞を認めることとし、国際大会での受賞者も、国内大会での受賞を認める。

附 則

この要領は、平成28年10月17日から施行する。